

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月9日(金)午後1時30分から午後3時14分

2. 開催場所 合志市役所防災センター避難所1

3. 出席委員 (13人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	平山	和敬
委員	2番	清原	啓喜
〃	3番	上野	育夫
〃	4番	平野	昭代
〃	5番	高島	一久
〃	6番	村上	幸記
〃	7番	長野	昌治
〃	8番	齋藤	典夫
〃	10番	城	英夫
〃	11番	青木	恵夫
〃	12番	岡田	政広
〃	13番	坂口	正子

4. 欠席委員 (1名)

委員	9番	野田	隆一
----	----	----	----

5. 議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案	農地所有適格法人設立届出について
第2号議案	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第3号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第4号議案	農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて
第5号議案	あっせん委員の指名について

第1号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について
-------	--------------------------------

6. 農業委員会事務局職員

局長	坂上	範行
次長	竹田	直広
主幹	上村	恭子

○事務局長 それでは、ただいまより令和5年6月の農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、福島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福島求仁子君） みなさまお疲れ様です。

今年は5月の下旬ごろに認定農業者の総会が行われまして、3年ぶりに合志市内の認定農業者の方々が全員とはいかなかったと思いますけれども、お集まりになって去年の反省を含めて今後の計画などを話し合いになりました。またいろいろですねなかなか親睦を深める機会はなかったと思いますので、本当に皆さん話が尽きず、楽しい時間だったのではないかなと思います。今後いろいろそういうふうに会の方も活発になっていくにつれ、いろいろと出かける機会も多くなるかと思えます。そういった中で、またそれぞれに今までの注意がしっかりしていきたいなと思っております。

また今月はですね、5月の下旬から1日にかけてまして全国の会長会というものがありまして、東京の文京区のシビックホールというところで行われた会長大会に参加させていただきました。その後、長野県上田市の方に先進地研修ということで出かけてまいりました。特に上田市の棚田の研修だったんですけれども、合志市は棚田はありませんので、軽い気持ちで出かけていったところが多かったんですけれども、しかしながらですね、その棚田で皆さんが活動されている中身というのは、本当に私達が勉強になることが多かったと思います。合志市でもふるさと支援会議ですか、ちょっと名前が違うかもしれませんが、そういった方が普通にいらっしゃると思いますけれども、そういった方がですね上田市の中で、その棚田の中で本当に一生懸命頑張ってもらっています。一つの棚田に対して、例えばアイデアを出し合ってオーナー制度であるとか、それから年間行事の中でですね、棚田でキャンプをしたり、そして牛追いといってそちらでは「ししおどし」と言ってるんですけれども、竹口にですね、ろうそくを灯してみんなで子供たちとみんなで棚田で楽しみ、そして花火を楽しむというそういうイベントも実施されてますし、棚田の水稻を使って、お酒も今オーナー制度で作られているということで、3万円で1ダースのお酒がいただけるということでプラス1万円すると、酒造りの経験もできるというようなそういう素晴らしいアイデアをですね、たくさん出してくださる方が応援に来てくださってるってところがやっぱり合志市にも住んでいる私達には見えないところで外からいらっしゃる方たちが合志市のいいところを見つけていただいて、いろんな計画を立てていただくことに対して、私達というのは真剣にそれに耳を傾けなきゃいけないんじゃないかなっていうのを感じた研修でございました。

とてもいいところで上田市といいますと真田幸村の上田城があつて、徳川家康が大勢で2回攻め入ったけれども、一度もお城が落ちていない、それが一番の上田の皆さんの誇りだったようです。

素晴らしいところに行かせていただいて本当にありがたいなと思っております。今日はですね、以前からありました竹迫地区関係の土地の契約等がいよいよ入ってまいりましたので会議の方も少し長くなるかもしれませんが、どうぞ皆様も真摯に向き合ってご意見をいただければと思っておりますし、事務局長の方からもお話がありました通り守秘義務を必ずお守りいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは話が少しながくなりましたけれども、会議の方をどうぞよろしくお願
いします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、9番野田委員から欠席の連絡が入っておりまして、委員14名中13
名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、
本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願
いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携
帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願い
いたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきます
よう併せてお願いいたします。特に何か質疑や質問があれば、挙手により発言を
するようお願いいたします。

-----○-----

（1）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、3の議事に入ります。

議事録署名者につきましては、3番の上野委員、4番の平野委員を指名いたしま
すので、よろしくお願いたします。

-----○-----

（2）農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、

農業委員 1番 平山委員 2番 清原委員 3番 上野委員 4番 高島委員
6番 村上委員 7番 長野委員 10番 城委員 11番 青木委員 12番 岡田委員
以上9名の委員さん方へ適宜ご意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお
願いたします。

-----○-----

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。

第1号議案 農地所有適格法人設立届出につきまして上程いたします。事務局に
説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

第1号議案の農地所有適格法人設立届出につきましてご説明いたします。議案書別
紙の1ページをお願いいたします。

農地所有適格法人とは、農業経営を行うために、農地の権利を取得することが
できる法人でございまして、農地法に規定されているご覧の表の4つの要件全て

を備えた法人のみが、農地所有適格法人ということになります。いずれか1つでも要件を欠いているならばその法人は農地所有適格法人ではないということになり、一般法人として農地を借りることはできても、買うことまではできません。

今回、合志市で新しく農地所有適格法人として農地を賃借(ちんしゃく)したい旨申出がございまして、その対象農地としましては、議案書の方に戻っていただきまして、議案書の2ページの賃借権設定番号1の案件です。次の第2号議案で賃借権設定をご審議いただきます前に、当該法人が農地所有適格法人の要件を満たしているのかご審議いただく必要がありますので、その前の議案として上程したところでございます。

議案書別紙の2ページをご覧ください。当該法人は熊本市に本社を置いている法人でございます。当該法人につきましては、主にさつまいもの生産・加工及び販売を行う法人で、議案書別紙の1ページに記載しておりますとおり各要件を満たしているものと判断しております。その判断した根拠資料としましては次の2ページから11ページまでの部分になります。

以上でございます。

○会長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(異議なしの声あり)

○会長(福嶋求仁子君) ご質問・ご意見等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地所有適格法人設立届出について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○会長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地所有適格法人設立届出は原案のとおり可決されました。

○会長(福嶋求仁子君) 続きまして第2号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開き下さい。

賃借権設定番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、規模拡大のための借用でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』12ページの右側斜線部分が申請地です。市役所の東側に位置する農地です。

13ページが申請地の現況写真です。次に14ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。次に15ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、借人は農地所有適格法人の要件を満たしており、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の地域との調和要件は、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後はさつまいもを作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から5号まで該当する項目はないと思われます。

事務局からは以上です。

○会長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の11番青木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（青木恵夫君）それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。5月31日の午前11:30頃、私と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、経営規模拡大のための賃借です。申請人は昨年11月に設立した農業法人です。構成員に元JAの農業指導員がおり、その方の指導のもとに、許可後はさつまいもを作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

はい、斎藤委員。

○8番（斎藤典夫君）別紙の15ページのですね、農地法第3条調査書第2号第2項に借り人は個人でありとありますが、正しいでしょうか？

○事務局 申し訳ありません。そこは法人の誤りです。

○会長（福嶋求仁子君）他に何かございませんでしょうか？

（異議なしの声あり）

○会長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、賃借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手（挙手多数）でございます。よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○会長（福嶋求仁子君）続きまして第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書3ページをお開き下さい。

所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、規模拡大のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』16ページをご覧ください。図面中央下よりの斜線部が申請地です。大津植木線の南側の農地です。17ページが現況写真です。18ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に19ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後はアスパラガスを作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から5号まで該当する項目はないと思われま。

事務局からは以上です。

○会長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の11番 青木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（青木恵夫君）それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。5月31日午前11時頃私と櫻井推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は経営規模拡大のための所有権移転です。なお、申請人は市外に住居があるため5月26日金曜日の午後、市役所2階会議室において、福嶋会長、平山職務代理、合志市土地改良区事務局長及び事務局にて面談を行い、しっかりとした計画や農業の知識等を確認し、問題ないと判断しました。また許可後はハウスを建ててアスパラガスを作付けされる予定のため、農地への影響は心配ないと思われま。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

はい、平野委員。

○4番（平野昭代君）今回のように、合志市以外の方からの3条の申請があがってきた場合なんですけれども、許可後きちんと耕作されているかどうかは2~3か月後に

確認をした方がいいのかなと思いました。以上です。

○会長（福嶋求仁子君）私の方からいいでしょうか？

実際にですね、面談を2回ほど実施させていただきまして、詳しい耕作の計画につきましてもしっかりとお話を聞いて、今後JA菊池の正組合員になり、そしてアスパラ部会にも加入するというとおっしゃっていただきましたので、やはりそうしないと、アスパラを作ってもですね、出荷先が自分では見つけられないからということもおっしゃっておいりましたので、そこまで考えていただいているのであれば、大丈夫かなというふうに思いましたし、今後地元の青木委員さん方にもですね、それからその前に岡田委員さんにも面談を一緒をお願いしたところですけどもそれぞれ毎月5回6回と見回りをしておりますので、その場できちんとやっていたくようにお願いしたいということはお伝えいたしました。

アスパラのハウスが立ってしまえばですね、本当にやる気があるっていうところが見えてくると思いますがけれども、立つまではしっかりと農業委員会の方でも指導をしていきたいと思えますし、また土地改良区の方から水の使用につきましてもいろいろご指導いただいて、必ずそれに従ってまいりますということも伺いましたので、大丈夫かなということで判断をしたところでございますので、今後農業委員会で見回りをする中で、皆様にご理解いただければと思っております。

はい、清原委員。

○2番（清原啓喜君）2月か3月に市外の方が買われた農地が荒れているんですよ。これは農業委員会の方から言ってもらえるのですかね。

○事務局長 農地法3条で申請された方かと思えます。申請というのは今後こういう作付けをしていくから農地の権利を取得しますというものですから、作付けしないというのは、申請自体がうそだったのですかということになります。事務局だけでは許可後の農地をすべては見まわっていないので、そういう農地を見つけた場合は事務局までご連絡を頂ければ適切に対応していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○会長（福嶋求仁子君）他に何かございませんでしょうか？

（異議なしの声あり）

○会長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○会長（福嶋求仁子君）続きまして第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書3ページをお開き下さい。

所有権移転番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、規模拡大のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』20ページをご覧ください。図面中央よりの斜線部が申請地です。西合志カントリーエレベーターの北西側の農地です。21ページが現況写真です。22ページは、保有されている農業機械の写真です。次に23ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで飼料作として利用しており、許可後は麦・そばを作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から5号まで該当する項目はないと思われまます。

事務局からは以上です。

○会長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の10番 城委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（城英夫君）それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。5月31日の午前10：30頃、私と工藤推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、規模拡大のための所有権移転です。申請人は菊池市で約1.5ヘクタールの農地を耕作しており、機械・技術ともに問題なく作業を行うことができます。また、許可後は麦・そばを作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われまます。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○会長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号2について、承

認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○会長（福嶋求仁子君）続きまして第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号3につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書3ページをお開き下さい。所有権移転番号3、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』24ページをご覧ください。図面中央上の斜線部が申請地です。合志市総合運動公園の北側の農地です。25ページが現況写真です。26ページは、保有されている農業機械の写真です。次に27ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後も同様にイタリアンと米を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から5号まで該当する項目はないと思われまます。

事務局からは以上です。

○会長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原啓喜君）それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。5月31日の午前10：00頃、私と清原推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は贈与です。申請地は地主に代わり、申請人が長年耕作されておりました。その農地を譲受けることとなり、今回の申請となりました。また、許可後も同様にイタリアンと米を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われまます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(異議なしの声あり)

○会長(福嶋求仁子君) ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○会長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

○会長(福嶋求仁子君) 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の28ページをお願いします。図面右側の赤丸部分が番号1の申請地で、西合志中学校から東へ約2.3m、国道387号線の東側に位置する農地です。次の29ページが申請地の現況です。

30ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地19区画を整備する計画です。

31ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の32ページにお示ししておりますとおり、農地の広がりには申請地のみとなっております、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○会長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連しまして、担当地区の7番 長野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(長野昌治君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年5月31日の午後、私と林推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の南側は道路に接して

おり、周囲に農地はありません。隣地との間には擁壁等の設置により土砂等の流出防止に努めるため、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○会長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○会長（福嶋求仁子君）続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の33ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、合志小学校から北西に1.7km、県道大津植木線の北側に位置する農地です。

次の34ページが申請地の現況です。

35ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地9区画を整備する計画です。

36ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の37ページにお示ししておりますとおり、申請地は南側の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である宮川内科医院及び公益的施設である栄保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについ

て検討を行いましたでしたが特に問題はありません。
事務局からは以上でございます。

○会長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の 7 番 長野委員に
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（長野昌治君）それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年5月31日の午後、私と林推進委員と農業委員会職員で、現地調査を行い、
申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の南側は道路に接しており、北側の一部が農地に接しておりますが、周
囲にはコンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、建築物に
よる日照への影響もなく、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろし
くお願いします。

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員
さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○会長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行いま
す。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号
2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、
第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は
原案のとおり可決されました。

○会長（福嶋求仁子君）続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による
農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号3につきまして事務局
に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては
議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸資材置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の38ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号3の申請
地で、農村広場の北側、県道大津植木線の南側に位置する農地です。

次の39ページが申請地の現況です。

40ページが配置図です。申請者は不動産の売買、賃貸、管理等を営む法人で、
当該申請地を売買により取得し、建築業を営む顧客からの依頼により宅地化に伴

う造成工事のための資材置場を確保し、貸し出す計画です。

41ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の42ページにお示ししておりますとおり、申請地は北側の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である城齒科医院及び公益的施設である竹迫みのり保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○会長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の11番 青木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（青木恵夫君）それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年5月31日の午前、私と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西側が農地に接しておりますが、進入路の施工予定はありますが、その他は何ら変更がないことから、現状で土砂流出等も見られず、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○会長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

○会長（福嶋求仁子君）続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号4につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の43ページをお願いします。図面中央左側の太枠斜線部分が番号4の申請地で、日本たばこ産業から西に約1km、県道大津西合志線の南側に位置する農地です。

次の44ページが申請地の現況です。

45ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地7区画を整備する計画です。

46ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の47ページにお示ししておりますとおり、申請地は東側の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公益的施設であるひかりの子保育園及び、とよおか保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○会長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の3番上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（上野育夫君）それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年5月31日の午後、私と酒井推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の南側は道路に接しており、一部、農地が接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○会長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4は原案のとおり可決されました。

○会長（福嶋求仁子君）続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号5につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号5の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農家住宅への転用で、贈与による所有権移転です。

議案書別紙の48ページをお願いします。図面左下側の太枠斜線部分が番号5の申請地で、日本たばこ産業から南西に約1.4km、県道大津西合志線の南側に位置する農地です。

次の49ページが申請地の現況です。

次の50ページが配置図です。申請者は農業に従事する個人で、親族所有の当該土地を贈与により譲受け、農家住宅を建築する計画です。

51ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の52ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○会長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の3番 上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（上野育夫君）それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年5月31日の午後、私と山崎推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。それでは、現地調査につきまして報告します。申請地の東側は道路に接しており、周囲に農地が接しておりますが、周囲の農地と高さが変わらず土砂流出に留意することとすることで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

はい、坂口委員

○13番（坂口正子君）道から私道があって農家住宅が建てられると思うのですがこの私道の面積も含まれるのでしょうか。

○事務局 はい。旗竿地となっております。

○会長（福嶋求仁子君）他に何かございませんでしょうか？

（異議なしの声あり）

○会長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号5について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号5は原案のとおり可決されました。

○会長（福嶋求仁子君）続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号6につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5～9ページをお願いいたします。

所有権移転番号6の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は工場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙は紙でご用意しております。1ページをお願いします。図面右側の赤丸部分が番号6の申請地で、合志小学校から北東に約3.2km、県道辛川鹿本線の東側に位置する農地です。

次の2ページが申請地の現況です。

3ページが配置図です。申請者は半導体及び半導体関連機器の製造・販売を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、半導体供給体制を整えるため新工場を建設する計画です。

4ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の5ページにお示ししておりますとおり、農地転用面積134,273㎡のうち、東側の申請地②の57,253㎡が約9.6haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となります。また、北側及び西側の申請地①の77,020㎡の農地が「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定

である農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき計画を策定し、その計画区域内であるため転用可能となっております。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」につきまして簡単に説明いたします。農村地域への産業の導入に関する法律は、農村地域における産業振興のための法律です。この法律は、農村地域において産業の創出や育成を促進し、雇用創出、地域の活性化、農業の支援などといった目的を持って制定されています。

この法律により、地方自治体は、農村地域において産業の振興を図るために、企業誘致や地域産業の育成支援などの施策を実施することができます。また、地域の資源や特性を生かした産業の創出や、農業と産業の統合などの取り組みも推進されます。

事務局からは以上でございます。

○会長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の 12番 岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（岡田政広君）それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年5月31日の午後、私と吉岡推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の周囲の一部に農地が接しておりますが、調整池を2箇所設置し、下流の水路の状況を鑑み水量を調整し放流するなど、周囲への影響がないように設計されています。また土砂流出についても留意するとのことでしたので、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○会長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号6について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号6は原案のとおり可決されました。なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本

県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○会長（福嶋求仁子君）続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号7につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の9ページをお願いいたします。

所有権移転番号7の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の53ページをお願いします。図面中央の赤丸部分が番号7の申請地で、西合志中央小学校から西に約0.5km、熊本菊鹿線の東側に位置する農地です。次の54ページが申請地の現況です。

次の55ページが配置図です。申請者は個人で、当該土地を購入し、個人住宅を建築する計画です。

56ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の57ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○会長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の4番 高島委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（高島一久君）それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年5月31日の午前、私と上野推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地は道路に接しており北側の一部に農地が接しておりますが、周囲には土羽をつき土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○会長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

す。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号7について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号7は原案のとおり可決されました。

○会長（福嶋求仁子君）続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号8につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の9ページをお願いいたします。

所有権移転番号8の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農家住宅への転用で、贈与による所有権移転です。

議案書別紙の58ページをお願いします。図面左側の赤丸部分が番号8の申請地で、西合志中央小学校から西に約1.4km、県道大津植木線の北側に位置する農地です。

次の59ページが申請地の現況です。

次の60ページが配置図です。申請者は農業に従事する個人で、親族所有の当該土地を贈与により譲受け、農家住宅を建築する計画です。

61ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の62ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○会長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の6番 村上委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（村上幸記君）それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年5月31日の午前、私と安武推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。それでは、現地調査につきまして報告します。申請地の南側の一部に農地が接しておりますが、間に里道があり周囲への土砂流出に留意することと、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

はい、平野委員

○4番（平野昭代君）すいません。農家住宅の場合面積が1,000㎡以内だったと思うんですが、こちらが1,000㎡を超えているのはどういった理由からでしょうか。

○事務局長 おっしゃいますとおり、農家住宅については概ね1,000㎡というのがあります。その1,000㎡というのはですね、絶対1㎡も超えちゃいかんかというところではなくて、それを超えるにあたって、どうしてもやむを得ない理由がある場合は、若干超えても認められるというのがあります。今回の件につきましてはですね、この敷地の市道側がですね、道路と高低差がありましてずっと法面になっているということで、そういうことで納屋も建てられますし、ということで有効面積としては1,098㎡ということになりまして、おおむね1,000㎡ということで、事務局としましては判断をしたところです。これはですね絶対1,000を守ってくださいということをしていただきますと、分筆とか行った上で、微々たる農地が残ってしまうと、その微々たるの中で農業をやっていただけますかとなるとそれも難しいということで、県の運用としてもそういう運用が取られてますのでそういうところで今回事務局としてそのように話を進めたところではございます。

○会長（福嶋求仁子君）他に何かございませんでしょうか？

（異議なしの声あり）

○会長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号8について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号8は原案のとおり可決されました。

○会長（福嶋求仁子君）続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号9につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の9ページをお願いいたします。

所有権移転番号9の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の63ページをお願いします。図面中央の赤丸部分が番号9の申請地で、西合志中学校から南東へ約870m、国道387号線の西側に位置する農地です。次の64ページが申請地の現況です。

65ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地15区画を整備する計画です。

66ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の67ページにお示ししておりますとおり、申請地は約5.8aの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○会長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（平山和敬君）それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年5月31日の午前、私と農業委員会職員で、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の南側及び西側は道路に接しており、西側の一部が農地に接しておりますが、周囲には土地の高さに合わせてコンクリートブロックや擁壁を設置し土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○会長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号9について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号9は原案のとおり可決されました。なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○会長（福嶋求仁子君）続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号10につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の10ページをお願いいたします。

所有権移転番号10の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の68ページをお願いします。図面中央の赤丸部分が番号10の申請地で、西合志中学校から南東へ約1km、国道387号線の西側に位置する農地です。

次の69ページが申請地の現況です。

70ページが配置図です。申請者は不動産を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地5区画を整備する計画です。

71ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の72ページにお示ししておりますとおり、農地の広がりには申請地のみとなっております、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○会長（福嶋求仁子君）事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年5月31日の午前、私と農業委員会職員で、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西側は道路に接しており、周囲に農地はありません。周囲には擁壁を設置し土砂流出に留意するとのこと、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○会長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○会長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号10について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○会長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号10は原案のとおり可決されました。

○会長(福嶋求仁子君) 続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書11ページをお開きください。

第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の12ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の6月総会分、右側が令和5年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の13ページが今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は90,351㎡です。

次の14ページをごらんください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は13件です。1番から10番までが再設定です11番から13番までが新規です。貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、賃借権、飼料作物	10年	15,000円
番号 2、賃借権 ごぼう	10年	15,000円
番号 3、賃借権、ごぼう	10年	15,000円
番号 4、賃借権、ごぼう	10年	15,000円
番号 5、賃借権、ごぼう	10年	15,000円～25,000円2筆
番号 6、賃借権、ごぼう	10年	10,000円
番号 7、賃借権、ごぼう	10年	15,000円
番号 8、賃借権、ごぼう	5年	15,000円
番号 9、賃借権、水稻	5年	15,000円5筆
番号 10、賃借権、稲・野菜	10年	0円4筆
番号 11、賃借権、ごぼう	10年	15,000円
番号 12、賃借権、甘藷	5年	10,000円
番号 13、賃借権、甘藷	5年	10,000円5筆

中間管理機構を通じた貸し借り、再設定について説明いたします。

議案書16ページをご覧ください。貸人、農地の情報、転貸人、借人、利用権の内容については議案書記載のとおりです。

番号1番の内容を説明いたします。番号1番～3番は賃借権です。利用内容は普通畑です。利用期間は5年、10a当りの賃借料は、10,000円です。

番号4番は賃借権です。利用内容は水田です。利用期間は5年、10a当りの賃借料は、19,900円～20,100円です。

番号5番は賃借権です。利用内容は普通畑・水田です。利用期間は5年、10a当り

の賃借料は、9,200円～20,200円です。

番号6番は賃借権です。利用内容は普通畑です。利用期間は5年、10a当りの賃借料は、8,000円～12,900円です。

番号7番は賃借権です。利用内容は水田・普通畑です。利用期間は5年、10a当りの賃借料は、14,700円～19,800円です。

以上第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

次の18ページは、13ページ利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。

次の農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 13件 52,475㎡でございます。

内契約予定件数が 13件 52,475㎡でございます。

内契約が無い件数 0件 0㎡です。

今回13件は次の契約が予定されております。

これで第4号議案の説明を終わります。

○会長（福嶋求仁子君）ただいま、事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

はい、坂口委員。

○13番（坂口正子君）貸し借りとは関係ないのですが、家の近くに〇〇さんがおられて麦を植えていらっしゃるのですが、ほとんど蓼が生えていて、そういうのは誰が指導するのでしょうか。麦はほとんど収穫できない状況で4筆位ある。以前植えたらすぐ除草したほうが良いですよと伝えたが、まったくされてなくて、毎年何を植えても草だらけになっており、近くで牧草を耕作しているが蓼の種が飛んできて周りが迷惑している。そのような指導というのはどちらで行うのでしょうか。

○事務局長 そういってお話は以前からお話を頂いているところでございます。事務局としましても、何度かお願いという形でお伝えしたことはありますが、なかなか改善はされていない状況でして、事務局としては今後も粘り強くお伝えしていきたいと考えていますが、やっぱり一番効果的なのはですね、もう直接農家さんが言われるのが効果的かなと思います。

○13番（坂口正子君）直接言うとなんかそういうわけじゃなくて、ちょっと心配なところがあるんですけど、やっぱり隣の畑に作ってるので、除草した方がいいですよってというのは私達の方でも言えるということですね。

○事務局長 地元の農業委員として、他の方からもそういう声があっていることを伝えていただけるとよいかと思います。すみませんがよろしく申し上げます。

○会長（福嶋求仁子君）今回ご指摘あった耕作者の方ですね、もし一番近いような方とかですね、ご親戚の方とか、そういう方とかを介してですね、意見を言いやすくそのあと反動があまりないような方がいらっしゃるようでしたら行けたらどう

かなというふうには思うんですけども。

はい、高島委員。

○5番（高島一久君）以前農業委員をされた方ですから、再度勉強をするように伝えてください。

○会長（福嶋求仁子君）了解いたしました。事務局の方からも会議の中でこのような質問があったということをお伝えいたします。

はい、清原委員。

○2番（清原啓喜君）申請が上がってきたときに撥ねるということは出来ないんですか。あなたは農地を荒かしているから次の更新は出来ませんよとか。

○事務局 農業経営基盤強化促進法につきましては、当然農業委員会での審査をした上で、最終的に市長が公告を行って、個々の貸し借りが効力決定となります。明らかにこの人は問題だよということで、農業委員会での意見がまとめればですね、その旨農政課の方に伝えまして、その申請だけ除いて広告ということもありうるかと思えます。

ただ今回ご指摘の方につきましてはですね、農地中間管理機構ということで地主さんから農地中間管理機構が10年で借りて、耕作者の方には最初5年で貸してあるんですね。5年で貸してあったのが今回切れてもう残りの5年を再度御貸ししますということなんで、耕作者の方からしたら10年借りているという認識ではあられます。ただご指摘のとおり明らかに問題があるよというのであれば、農業委員会の意見として市に伝えて、最終的に市がその方を除いてほかの方の貸し借りのみ決定するかどうかということになるかと思えます。

○会長（福嶋求仁子君）その他、何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○会長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

○会長（福嶋求仁子君）続きまして、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書19ページをお開きください。

売却希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。

続けて申請地の場所ですが、20ページになります。図面中央の太枠斜線部分が申出地で、国立病院機構菊池病院の南西側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、相続により子3人の共有名義で取得した農地であるが、誰も農業をしていないため売却したいとの申し出です。現在は隣の畑の所有者が耕作しているため、売却したい旨話をしたところ、現在耕作中の作物を収穫したのち返却するとの回答を得ているとのことです。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります青木委員、櫻井推進委員にお願いします。

続きまして賃借権希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。

申請地の場所が議案書21ページになります。ユーパレス弁天の西側にあります太枠斜線部分です。

あっせん申出の理由としましては、これまでの耕作者が別の畑に移られたため新たな耕作者を探して欲しいとのことです。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります村上委員、大島推進委員にお願いします。事務局からの説明は以上でございます。

○会長（福嶋求仁子君）ただいま、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

はい、村上委員。

○6番（村上幸記君）21ページに添付されている写真が違うのではないのでしょうか。位置図は正しいと思うが、たしかハウスの横だったと思うが、この写真は横に林が写っている。

○事務局 申し訳ありません。添付の写真は誤りです。

○6番（村上幸記君）ここを耕作していた人はやめたっでしょ。

○事務局 はい、これまで耕作されていた方が別の場所へ移られたため申し出をされたと聞いています。

○会長（福嶋求仁子君）申し訳ありません写真の添付がちょっと違っていたということでもう一度再確認の上であっせんの方よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（福嶋求仁子君）この件に対して、他に何かございませんでしょうか？

（異議なしの声あり）

○会長（福嶋求仁子君）ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。
第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、
第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦勞でございますがよろしく
お願いいたします。

○会長（福嶋求仁子君）続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定
による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書の22ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては1件の届出がっております。
場所を説明します。議案書の23ページをお開きください。こちらが番号1の
届出地になります。須屋市民センターの北東側に位置する農地です。個人住宅を
建設するための転用です。

事務局からは以上でございます。

○会長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地
の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はござい
ませんか。

（ありません）

○会長（福嶋求仁子君）ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、
農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で
報告を終わります。

○会長（福嶋求仁子君）以上で議案の方は終わりました。事務局へお返しします。

4. 閉 会

○事務局長 それでは、長時間にわたりまして、慎重審議を頂きまして有難うござい
ました。

以上を持ちまして、「令和5年6月の合志市農業委員会総会」を閉会致します。
皆さん大変お疲れ様でございました。

-----○-----

閉 会 午後3時14分